

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月2日
【四半期会計期間】	第118期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	NTN株式会社
【英訳名】	NTN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大久保 博司
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目3番17号
【電話番号】	06(6443)5001
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務本部長 大橋 啓二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番2号太陽生命品川ビル
【電話番号】	03(6713)3660
【事務連絡者氏名】	自動車事業本部営業管理部長 高山 美昭
【縦覧に供する場所】	NTN株式会社自動車事業本部営業管理部 （東京都港区港南二丁目16番2号太陽生命品川ビル） NTN株式会社産業機械事業本部名古屋支社 （名古屋市中区錦二丁目3番4号名古屋錦フロントタワー） NTN株式会社産業機械事業本部桑名製作所 （三重県桑名市大字東方字土島2454番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第3四半期 連結累計期間	第118期 第3四半期 連結累計期間	第117期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	537,316	498,338	716,996
経常利益 (百万円)	29,704	21,496	38,211
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	9,591	9,713	15,037
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	2,719	11,366	8,965
純資産額 (百万円)	260,224	253,904	248,504
総資産額 (百万円)	823,190	788,163	794,650
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	18.04	18.28	28.28
自己資本比率 (%)	29.6	30.1	29.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	28,777	46,260	46,247
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,807	34,150	33,770
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	29,223	21,235	27,958
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	62,983	57,521	67,310

回次	第117期 第3四半期 連結会計期間	第118期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	1.50	6.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

#### (10)法的規制等

当社グループは、事業活動を行っている国及び地域で各種の法令・規則（租税法規、環境法規、労働・安全衛生法規、独占禁止法・アンチダンピング法等の経済法規、貿易・為替法規、証券取引所の上場規程等）の適用を受けています。

当社グループは、これらの法令・規則を遵守し公正な企業活動に努めておりますが、万一法令・規則違反を理由とする訴訟や法的手続きにおいて、当社グループにとって不利益な結果が生じた場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令・規則が変更された場合や、予想できない新たな法令・規則が設けられた場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは以下の訴訟等を受けております。

当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なりますので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続きが開始されました。また、刑事裁判においては、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決に対し控訴していましたが、平成28年3月に控訴を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されました。当社及び当社元役員は本判決に不服があるため最高裁判所へ上告いたしました。

海外におきましては、韓国等の連結子会社において、当局の調査等を受けております。

当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。一方、当社及び当社の米国の一部子会社は平成23年11月以降米国司法省の調査を受けましたが、平成27年3月にもはや調査対象ではない旨の通知を受け、米国で訴追等の処罰を受けておりません。また、当社及び当社子会社はカナダの競争当局の調査の対象となったことはありません。しかしながら訴訟の長期化による費用増加や経営に与える影響等を勘案し、和解により早期に解決を図ることが最善の策であると判断し、この度、米国における民事訴訟の原告の一部である間接購入者と交渉した結果、平成28年11月に和解に合意いたしました。

平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社（以下、PSAグループ）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けました。本訴訟は、平成26年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、PSAグループが損害を被ったとして提起されたものです。今後、当社の正当性を主張してまいります。

当社グループは、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日～平成28年12月31日）における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果はありましたが、為替の方向性の不透明感もあり緩やかな回復基調に留まりました。海外においては、米国経済は一部に弱い動きがみられるものの景気回復が続きました。欧州経済は、一部に弱い動きや英国のEU離脱問題による不透明感がみられましたが、緩やかな回復を続けました。また、中国やその他新興国の景気は持ち直しの動きがみられました。

このような環境のもと、当社グループは平成27年4月にスタートした3年間の中期経営計画「NTN100」において、平成30年3月に迎える創業100周年と次の100年の持続的成長のため、「あるべき姿」に向けた変革と礎づくりを目指し、経営資源（ひと・もの・かね）を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、諸施策を推進しております。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、498,338百万円（前年同期比7.3%減）となりました。損益につきましては、営業利益は24,830百万円（前年同期比32.5%減）、経常利益は21,496百万円（前年同期比27.6%減）となりました。なお、特別利益として仲裁裁定に伴う損失戻入額2,146百万円、特別損失として減損損失3,728百万円、独占禁止法関連損失1,134百万円、固定資産売却損135百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は9,713百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

セグメントの業績につきましては、以下のとおりであります。

#### 日本

販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで減少しました。産業機械市場向けは工作機械向けなどの減少はありましたが、航空機向けなどの増加により前年同期並みとなりました。自動車市場向けは客先需要の拡大などにより増加しました。全体としては、売上高は236,529百万円（前年同期比7.5%減）となり、セグメント利益は販売減少や為替の影響などにより3,406百万円（前年同期比83.5%減）となりました。

#### 米州

販売につきましては、補修市場向けは自動車補修向けで増加しました。産業機械市場向けは農業機械向けなどで減少しましたが、自動車市場向けは客先需要の拡大などにより増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は138,541百万円（前年同期比11.4%減）となりましたが、セグメント利益は比例費の削減などにより5,163百万円（前年同期比44.9%増）となりました。

#### 欧州

販売につきましては、補修市場向けは自動車補修向け客先需要の拡大などにより増加しました。産業機械市場向けは風力発電向けなどで減少しましたが、自動車市場向けは客先需要の拡大などにより増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は120,865百万円（前年同期比10.5%減）となり、セグメント利益は1,039百万円（前年同期比26.4%減）となりました。

#### アジア他

販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで減少しました。産業機械市場向けは建設機械向けなどで増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大などにより増加しました。全体としては、為替の影響があり売上高は105,006百万円（前年同期比7.5%減）となりましたが、セグメント利益は販売増加の効果などにより10,582百万円（前年同期比6.9%増）となりました。

(補足情報)

1) 事業形態別損益

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日) (単位:百万円)

	補修市場向け	産業機械市場向け	自動車市場向け	合計
外部顧客への売上高	85,005	77,794	374,516	537,316
営業利益	13,779	4,759	18,222	36,761

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日) (単位:百万円)

	補修市場向け	産業機械市場向け	自動車市場向け	合計
外部顧客への売上高	75,341	70,705	352,290	498,338
営業利益	9,846	528	14,455	24,830

補修市場向け

産業機械補修向けの減少や為替の影響などにより売上高は75,341百万円(前年同期比11.4%減)となりました。営業利益は為替の影響などにより9,846百万円(前年同期比28.5%減)となりました。

産業機械市場向け

工作機械向けや風力発電向けなどの減少や為替の影響などにより売上高は70,705百万円(前年同期比9.1%減)となりました。営業利益は為替の影響などにより528百万円(前年同期比88.9%減)となりました。

自動車市場向け

客先需要の拡大などにより海外で増加しましたが、為替の影響などにより売上高は352,290百万円(前年同期比5.9%減)となりました。営業利益は販売増加や比例費削減の効果などはありましたが、為替の影響などにより14,455百万円(前年同期比20.7%減)となりました。

2) 地域別売上高

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日) (単位:百万円)

日本	米州	欧州	アジア他	合計
142,176	159,367	124,273	111,498	537,316

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日) (単位:百万円)

日本	米州	欧州	アジア他	合計
142,143	141,104	110,876	104,214	498,338

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 地理的近接度により、複数の国又は地域を括った地域に区分しております。

3. 各区分に属する主な国又は地域.....米州 : アメリカ、カナダ、中南米  
欧州 : ドイツ、フランス、イギリス等  
アジア他: 中国、タイ、インド等

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動の結果得られた資金は46,260百万円（前年同期比17,483百万円、60.8%の増加）となりました。主な内訳は減価償却費27,232百万円、税金等調整前四半期純利益18,644百万円、仕入債務の増加額4,189百万円の収入であります。

投資活動の結果使用した資金は34,150百万円（前年同期比8,343百万円、32.3%の増加）となりました。主な内訳は有形固定資産の取得による支出28,604百万円、無形固定資産の取得による支出3,844百万円であります。

財務活動の結果使用した資金は21,235百万円（前年同期比7,988百万円、27.3%の減少）となりました。主な内訳は長期借入金の返済による支出41,524百万円、長期借入れによる収入21,139百万円であります。

これらの増減に換算差額の減少額664百万円を算入しました結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は57,521百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,789百万円（14.5%）の減少となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、会社の支配に関する基本方針は次のとおりです。

1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する（For New Technology Network：新しい技術で世界を結ぶ）」を企業理念とし、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、独創的技術の創造、顧客満足度の向上、グローバル化の推進を通じて、国際企業にふさわしい企業活動を行うとともに、環境への負荷低減及び資源循環型社会の構築を目指しております。この理念のもとに企業活動を健全に継続し、株主の皆様を始め、お客様、従業員、地域社会の皆様等、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行うことが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為については、株主の皆様に判断の前提となる十分な情報提供が行われるよう適切なルールが定められるべきでありますし、また、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は、当社の企業価値又は株主共同の利益を守るために、しかるべき対抗措置を取ることができるようにすべきであると考えます。

2) 上記基本方針にかかる取組みの具体的内容

当社は平成30年3月に創業100周年を迎えるにあたり、次の100年も成長するため、会社の進むべき方向として、以下の「あるべき姿」を定めました。

- ( ) 世界中の従業員に企業理念が浸透し、自ら考え、自ら行動する企業
- ( ) 独自の商品とサービスを有し、品質、機能で高く評価され、世界中で存在感のある企業
- ( ) NTNに関わる全ての人が「NTN」ブランドに誇りを持てる企業

平成27年4月からスタートした中期経営計画「NTN100」（平成27年4月～平成30年3月）では、「あるべき姿」の実現に向けた変革及び礎づくりの3年間と位置づけ、経営資源（ひと・もの・かね）を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、以下の施策を重点的に実施しております。

< 攻める経営 >

- ( ) 新たな領域での事業展開  
「NTNの技術やノウハウを融合した新たな領域での事業展開」
- ( ) アフターマーケット事業の拡大  
「品揃えとエンジニアリング・サービスで顧客満足度世界No.1へ」

< 稼ぐ経営 >

- ( ) ドライブシャフト事業の構造改革  
「顧客満足度世界No.1の『NTNのドライブシャフト』へ」
- ( ) 次世代技術による「もの造り」  
「次の100年に向けた『もの造り』方式の革新」

< 築く経営 >

- ( ) 経営基盤の強化  
「真のグローバル企業としての経営基盤の確立」
- ( ) 財務基盤の強化  
「収益管理の強化と資産効率の向上」

当社は、平成20年2月5日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第109期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。

本対応方針の内容は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大規模買付者」として、当社取締役会に対して当該大規模買付行為に関する情報提供を要求するものです。

大規模買付者が当社取締役会のあらかじめ定める手続に従わない場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者は行使することができないという行使条件を付した新株予約権の無償割当てを実施し当該大規模買付行為による損害を防止することができるものといたします。また、かかる判断にあたっては、当社取締役会は独立した第三者機関である特別委員会の勧告に原則として従うものとします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.ntn.co.jp/>）に掲載の平成26年4月22日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

3) 前記 2)の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

中期経営計画「NTN100」を着実に実行し、中長期にわたる企業価値向上のための活動を継続することにより、当社の企業価値の向上が実現し、株主共同の利益が高まるものと考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為の適否を株主の皆様が判断されるにあたり、十分な情報提供を確保するために定めるものであり、特定の株主又は投資家を優遇し若しくは拒絶するものではありません。また、対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大規模買付行為が当社の企業価値に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合等、嚴重な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の可否の判断にあたっては、当社取締役会から独立した特別委員会の中立公正な判断に原則として従うこととしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権及びその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行う等、企業価値向上及び株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

したがって、当社取締役会は、前記 2)の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないとともに、役員地位の維持を目的とするものではないと判断いたしております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費は13,757百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について、重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月2日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	532,463,527	532,463,527	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 1,000株
計	532,463,527	532,463,527	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成28年10月1日 ~ 平成28年12月31日	-	532,463	-	54,346	-	67,369

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成28年9月30日の株主名簿より記載しております。

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 873,000	-	(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 529,617,000	529,617	同上
単元未満株式	普通株式 1,973,527	-	-
発行済株式総数	532,463,527	-	-
総株主の議決権	-	529,617	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
N T N株式会社	大阪府大阪市西区 京町堀1丁目3-17	802,000	-	802,000	0.15
株式会社阪神エヌ テーエヌ	兵庫県神戸市東灘 区魚崎南町7丁目 2番1号	31,000	-	31,000	0.00
株式会社岐阜エ ヌ・テー・エヌ	岐阜県岐阜市徹明 通6丁目1番地	30,000	-	30,000	0.00
株式会社内藤	三重県三重郡川越 町豊田字杉ノ木 675	10,000	-	10,000	0.00
計	-	873,000	-	873,000	0.16

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	63,233	60,630
受取手形及び売掛金	134,195	129,345
電子記録債権	2,285	6,365
有価証券	2,000	-
商品及び製品	103,195	106,741
仕掛品	45,808	44,830
原材料及び貯蔵品	29,216	31,163
繰延税金資産	8,927	5,795
短期貸付金	3,003	98
その他	31,325	29,868
貸倒引当金	898	934
流動資産合計	422,293	413,904
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	85,156	81,147
機械装置及び運搬具(純額)	154,894	147,069
その他(純額)	56,349	61,720
有形固定資産合計	296,401	289,937
無形固定資産		
のれん	138	96
その他	10,258	14,317
無形固定資産合計	10,397	14,414
投資その他の資産		
投資有価証券	49,301	53,900
繰延税金資産	12,448	12,203
その他	3,995	3,968
貸倒引当金	186	164
投資その他の資産合計	65,558	69,908
固定資産合計	372,357	374,259
資産合計	794,650	788,163

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,247	57,358
電子記録債務	56,390	57,826
短期借入金	122,792	144,144
未払法人税等	4,236	3,541
役員賞与引当金	154	111
関係会社支援損失引当金	1,495	1,547
その他	48,455	50,342
流動負債合計	288,771	314,873
固定負債		
長期借入金	202,381	165,974
製品補償引当金	307	289
退職給付に係る負債	47,137	47,413
その他	7,547	5,707
固定負債合計	257,374	219,385
負債合計	546,145	534,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,346	54,346
資本剰余金	67,350	67,350
利益剰余金	116,644	121,041
自己株式	616	802
株主資本合計	237,725	241,936
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,554	13,256
為替換算調整勘定	1,536	6,199
退職給付に係る調整累計額	12,421	11,649
その他の包括利益累計額合計	5,402	4,592
非支配株主持分	16,182	16,560
純資産合計	248,504	253,904
負債純資産合計	794,650	788,163

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	537,316	498,338
売上原価	430,804	405,465
売上総利益	106,511	92,873
販売費及び一般管理費	69,750	68,042
営業利益	36,761	24,830
営業外収益		
受取利息	461	382
受取配当金	820	827
持分法による投資利益	706	306
為替差益	-	1,258
その他	2,073	1,456
営業外収益合計	4,062	4,230
営業外費用		
支払利息	3,565	3,094
デリバティブ評価損	-	1,614
為替差損	5,090	-
その他	2,462	2,854
営業外費用合計	11,119	7,564
経常利益	29,704	21,496
特別利益		
仲裁裁定に伴う損失戻入額	-	1,214
固定資産売却益	103	-
特別利益合計	103	2,146
特別損失		
減損損失	-	2,378
独占禁止法関連損失	-	1,134
固定資産売却損	-	135
仲裁裁定に伴う損失	4,137	-
特別損失合計	13,376	4,998
税金等調整前四半期純利益	16,431	18,644
法人税等	5,993	7,718
四半期純利益	10,438	10,925
非支配株主に帰属する四半期純利益	847	1,212
親会社株主に帰属する四半期純利益	9,591	9,713

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	10,438	10,925
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,638	4,702
為替換算調整勘定	6,029	3,089
退職給付に係る調整額	763	709
持分法適用会社に対する持分相当額	814	1,882
その他の包括利益合計	7,718	440
四半期包括利益	2,719	11,366
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,686	10,524
非支配株主に係る四半期包括利益	33	841

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	16,431	18,644
減価償却費	28,764	27,232
減損損失	-	3,728
のれん償却額	39	35
仲裁裁定に伴う損失戻入額	-	2,146
独占禁止法関連損失	-	1,134
貸倒引当金の増減額(は減少)	131	46
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9	42
製品補償引当金の増減額(は減少)	20	18
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	720	1,141
仲裁裁定に伴う損失の支払額	11,810	-
受取利息及び受取配当金	1,282	1,209
支払利息	3,565	3,094
為替換算調整差額/為替差損益(は益)	624	1,541
デリバティブ評価損益(は益)	-	1,614
持分法による投資損益(は益)	706	306
固定資産売却損益(は益)	103	135
売上債権の増減額(は増加)	15,008	682
たな卸資産の増減額(は増加)	15,467	5,241
仕入債務の増減額(は減少)	3,367	4,189
その他	1,260	7,325
小計	55,887	57,133
利息及び配当金の受取額	2,249	1,777
利息の支払額	3,628	3,286
仲裁裁定に伴う損失の支払額	11,810	-
独占禁止法関連支払額	-	1,134
法人税等の支払額	13,920	8,229
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,777	46,260
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	688	2,260
定期預金の払戻による収入	655	202
有形固定資産の取得による支出	25,639	28,604
有形固定資産の売却による収入	1,083	357
無形固定資産の取得による支出	2,096	3,844
投資有価証券の償還による収入	1,000	-
短期貸付金の純増減額(は増加)	13	88
その他	135	89
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,807	34,150
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	12,214	5,358
長期借入れによる収入	32,759	21,139
長期借入金の返済による支出	44,494	41,524
配当金の支払額	4,520	5,316
リース債務の返済による支出	220	242
その他	533	649
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,223	21,235
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,458	664
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,794	9,789
現金及び現金同等物の期首残高	87,777	67,310
現金及び現金同等物の四半期末残高	62,983	57,521

【注記事項】

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

( 税金費用の計算 )

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を用いた計算をしております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

( 追加情報 )

( 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用 )

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日 ) を第1四半期連結会計期間から適用しております。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1 偶発債務等

( 訴訟等 )

- (1) 当社は、平成24年6月、ベアリング(軸受)の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令(7,231百万円)を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なりますので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続きが開始されました。また、刑事裁判においては、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決に対し控訴していましたが、平成28年3月に控訴を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されました。当社及び当社元役員は本判決に不服があるため最高裁判所へ上告いたしました。海外におきましては、韓国等の連結子会社において、当局の調査等を受けております。
- (2) 当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してベアリング(軸受)の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟(クラスアクション)の提起を受けておりますが、米国における訴訟につきましては、平成28年11月に原告の一部である間接購入者との間で和解に合意しました。この和解に伴い、当第3四半期連結累計期間において1,134百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。
- (3) 平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社(以下、PSAグループ)より損害賠償額5億780万ユーロ(暫定額)を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けました。本訴訟は、平成26年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、PSAグループが損害を被ったとして提起されたものです。今後、当社の正当性を主張してまいります。
- (4) 当社グループは、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響は明らかではありません。



(四半期連結損益計算書関係)

- 平成27年11月、当社の連結子会社であるNTN-SNR ROULEMENTS (以下、NTN-SNR) は、欧州のVolvo Powertrain ABとの間で進めておりましたベアリング (軸受) の不具合問題に関する仲裁手続に関して、スウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所より損害賠償を命じる旨の最終裁定を受領したことに伴い、仲裁裁定に伴う損失を計上しました。裁定内容を精査し当該仲裁手続に瑕疵があると判断しましたので、平成28年2月にストックホルム地方裁判所に不服申し立てを行いました。平成29年1月にNTN-SNRとVolvo Powertrain ABとの間で和解に合意しました。この和解に伴い、2,146百万円を仲裁裁定に伴う損失戻入額として特別利益に計上しております。
- 当社グループは、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場などをキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングしております。  
下表の資産は当第3四半期連結累計期間において今後の使用見込が無いことから、また、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当第3四半期連結累計期間において、その減少額3,728百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
			当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
アジア他	製造設備	建物及び構築物 機械装置	1,308 2,420
合計			3,728

- 当社並びに当社の米国の一部子会社は、他の事業者と共同してベアリング (軸受) の販売価格の引上げを決定したとして、米国ミシガン州東部連邦地方裁判所において提起されておりました集団訴訟に関し、平成28年11月に原告の一部である間接購入者との間で和解に合意しました。この和解に伴い、当第3四半期連結累計期間において1,134百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。
- 当社の連結子会社であるNTN-SNR ROULEMENTS (以下、NTN-SNR) は、平成24年11月に欧州のVolvo Powertrain ABより、NTN-SNRが供給するベアリング (軸受) の不具合により損害を被ったとして、損害賠償の支払を求める仲裁手続を提起されておりましたが、平成27年11月にスウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所より、損害賠償を命じる旨の最終裁定を受領しました。前第3四半期連結累計期間において、当該事象に対する損害保険の付保による保険金の受取額を差し引いた13,376百万円を、仲裁裁定に伴う損失として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	64,323百万円	60,630百万円
短期貸付金	4	98
預入期間が3か月を超える定期預金	1,340	3,108
短期貸付金のうち現先以外のもの	4	98
現金及び現金同等物	62,983	57,521

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,861	3.5	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	2,658	5.0	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,658	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金
平成28年11月1日 取締役会	普通株式	2,658	5.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	日本	米州	欧州	アジア他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	150,304	152,800	131,843	102,367	537,316	-	537,316
セグメント間の内部売上高又は 振替高	105,287	3,629	3,189	11,095	123,201	(123,201)	-
計	255,592	156,430	135,033	113,462	660,518	(123,201)	537,316
セグメント利益(営業利益)	20,695	3,563	1,412	9,897	35,567	1,193	36,761

(注)1. 調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントに属する主な国又は地域.....米州 : アメリカ、カナダ、中南米  
欧州 : ドイツ、フランス、イギリス等  
アジア他: 中国、タイ、インド等

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	日本	米州	欧州	アジア他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	148,817	136,021	118,213	95,285	498,338	-	498,338
セグメント間の内部売上高又は 振替高	87,712	2,519	2,651	9,720	102,604	(102,604)	-
計	236,529	138,541	120,865	105,006	600,942	(102,604)	498,338
セグメント利益(営業利益)	3,406	5,163	1,039	10,582	20,191	4,638	24,830

(注)1. 調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントに属する主な国又は地域.....米州 : アメリカ、カナダ、中南米  
欧州 : ドイツ、フランス、イギリス等  
アジア他: 中国、タイ、インド等

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア他	調整額	合計
減損損失	-	-	-	3,728	-	3,728

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	18.04円	18.28円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	9,591	9,713
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	9,591	9,713
普通株式の期中平均株式数(千株)	531,774	531,378

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、平成29年1月18日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行に関する包括決議を行いました。その内容は、次のとおりであります。

- (1) 募集社債の総額の上限 200億円
- (2) 募集社債の利率の上限 年率1.0%以下
- (3) 募集社債の払込金額 募集社債の金額100円につき100円
- (4) 発行時期 取締役会決議後6ヶ月以内
- (5) 募集社債の償還方法 満期一括償還
- (6) 償還期限 10年以内
- (7) 資金使途 設備資金、投融資資金及び借入金返済資金

2【その他】

(訴訟等)

平成27年11月、当社の連結子会社であるNTN-SNR ROULEMENTS(以下、NTN-SNR)は、欧州のVolvo Powertrain ABとの間で進めておりましたベアリング(軸受)の不具合問題に関する仲裁手続に関して、スウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所より損害賠償を命じる旨の最終裁定を受領しました。裁定内容を精査し当該仲裁手続に瑕疵があると判断しましたので、平成28年2月にストックホルム地方裁判所に不服申し立てを行いました。平成29年1月にNTN-SNRとVolvo Powertrain ABとの間で和解に合意しました。

(剰余金の配当)

平成28年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....2,658百万円
- (ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成28年12月5日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月2日

N T N株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本操司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 徳野大二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN T N株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N T N株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。